

## 御坊税務署の確定申告会場について

- 御坊税務署内の確定申告会場の開設期間は、**令和3年2月16日(火)から3月15日(月)**です(閉庁日を除く)。
- 相談受付時間は、**9時～16時まで**です。  
(混雑状況により**早めに相談受付を終了する場合があります。**)



## 税理士による無料相談会場について

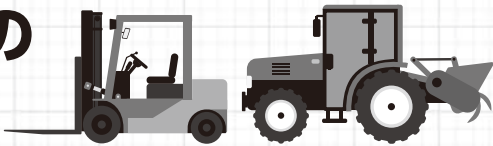
| 会場                       | 日程            | 受付時間                      |
|--------------------------|---------------|---------------------------|
| 御坊市役所 3階会議室<br>(御坊市藪350) | 2月3日(水)～5日(金) | 9:30～11:30<br>13:00～15:00 |

※当会場は、御坊市以外にお住まいの方につきましても、ご利用いただけます。

■お問合せ 御坊税務署 〒644-0002 御坊市藪430-3 ☎22-0695(代表)

※上記代表番号にお掛けいただくと、自動音声によりご案内していますので、アナウンスに従い操作してください。

## トラクターやフォークリフトなどのナンバー登録はお済みですか?



農耕作業用のトラクターやコンバイン、フォークリフトなどの小型特殊自動車には、軽自動車税が課税されます。公道走行の有無にかかわらず、賦課期日(4月1日)時点で所有していれば課税の対象となります。

新しく取得または、現在お持ちの農耕作業用等の小型特殊自動車にナンバープレートが付いていないものがありましたら、すみやかに役場税務課および各支所(出張所)で申請し、交付を受けてください。

### 申請に必要なもの

- 所有者・使用者の印鑑
- 車名・型式・車体番号などが確認できる書類(販売証明書または廃車証明書・譲渡証明書等)
- すでに小型特殊自動車をお持ちの方で証明書等がない場合は、車名・型式・車体番号などがわかるものをご持参ください。

### 小型特殊自動車とは

- ☆農耕作業用の小型特殊自動車(税額：2,400円)  
乗用装置を有し、最高速度が35km/h未満のもの。  
○トラクター／刈取脱穀作業車(コンバイン)／薬剤散布車／田植機 など
- ☆その他の小型特殊自動車(税額：5,900円)  
次の①～④の要件をすべて満たすもの  
①車両の長さが4.7m以下      ②車両の幅が1.7m以下  
③車両の高さが2.8m以下      ④最高速度が15km/h以下  
○フォークリフト／ショベルローダー／タイヤローラ／ロードローラ／  
アスファルトフィニッシャー／林内作業車／草刈作業車 など

## 太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告はお済みですか?

太陽光発電設備は、固定資産税(償却資産)の課税対象となる場合があります。

課税の対象となる場合は、毎年、償却資産の申告が必要となりますので、税務課までお問合せください。

10kW未満の太陽光発電設備(余剰売電) 課税の**対象外**です。(売電するための償却資産とはなりません。)

10kW以上の太陽光発電設備(全量・余剰売電) 課税の**対象**です。(個人・法人ともに事業用の償却資産となります。)

※太陽光発電による電力を電力会社に売却している場合は、その収入について申告が必要な場合があります。

**[売電収入] - [必要経費] = [雑所得]**

■お問合せ 税務課 ☎22-8841

## 税務課からのお知らせ

令和2年分

# 確定申告

ご来場を検討されている方へ  
～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

### 密を避ける

スマホ  
パソコンで  
(e-Tax)

➡ **ご自宅から  
申告**できます

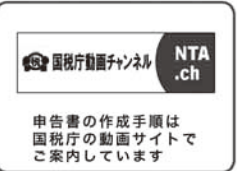


### 密を作らない

確定申告会場への  
入場には  
整理券が必要

➡ **各会場**で当日配付します

➡ **LINE** から  
**事前発行**もできます



詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

**確定申告** 検索

皆様のご理解とご協力をお願いします。

| 申告<br>納税 | 所得税および復興特別所得税・贈与税       |
|----------|-------------------------|
|          | 令和3年 <b>3月15日(月)</b> まで |
| 申告<br>納税 | 消費税および地方消費税(個人事業者)      |
|          | 令和3年 <b>3月31日(水)</b> まで |

※令和3年3月15日(月)まで

税務署・都道府県・市区町村

リサイズ可能

## 確定申告会場にお越しになる方へ～感染リスク軽減のための対応～

### 【確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です】

令和2年分確定申告については、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要となります。  
入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

### 【確定申告会場における感染防止対策について～確定申告会場にお越しになる方へのお願い～】

#### ☞ 入場時の検温の実施

確定申告会場への入場時に検温を実施します。  
37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただきます。  
発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、後日あらためて来場していただくようお願いします。

#### ☞ マスクの着用、手指消毒のお願い

会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等で手指消毒をお願いします。

#### ☞ 少人数での来場

会場には、申告される方おひとりでお越しください。  
介助を要する等の理由で複数名でお越しになる場合においても、必要最小限の人数でお越しください。

※会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンなどの筆記用具や計算器具をご持参ください。

